(法務委員会)

玉 際 受刑者移送法の一 部を改正する法律案(閣 法第三三号)(衆議院送付) 要旨

本法 律 案 は、 受刑者の 移送につい て、 現 行 の 欧州評 議会の 刑を言い 渡された者の移送に 関する条約」 に

基 ーづく ŧ の に限 らず、「 刑を言い 渡され た者の 移送及び刑 の 執 行 に お け る 協 力 に 関 する日本国とタイ王国と

の 間 の 条約」 そ の 他 の今後 我 が 国 が 締結する受刑者移送 に 関 す る条約 に 基づいて行うことができるようにす

る た め 所 要 の 改正を行おうとするものであ <u>ו</u> そ の 主 な 内 容 は 次 のと お IJ で 'ある。

一、条約の定義

刑 を 言い 渡 され た 者の移送に関する条約」 とされ てい る条約の定義を「 日 本国が締結し た刑を言い 渡

さ れ た 者の 移送及び 確定裁 判 の 執 行の共助につい て定める条約」とする。

一、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。